

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
(資産の部)		
現金預け金	49,806	60,263
現金	19,022	13,998
預け金 ※7	30,784	46,265
コールローン	15,000	—
買入金銭債権	28	884
有価証券 ※1,7,13	231,497	344,171
国債	55,037	143,610
地方債	49,443	60,208
社債	91,986	109,215
株式	9,155	7,787
その他の証券	25,872	23,349
貸出金 ※2,3,4,5,8	489,444	516,856
割引手形 ※6	3,209	3,829
手形貸付	19,698	19,356
証書貸付	428,832	456,728
当座貸越	37,705	36,941
外国為替	173	187
外国他店預け	173	187
その他資産	3,837	2,893
前払費用	56	46
未収収益	1,035	1,148
その他の資産 ※7	2,745	1,698
有形固定資産 ※10,11	9,908	10,457
建物	2,606	2,386
土地 ※9	6,155	6,062
リース資産	33	43
建設仮勘定	110	51
その他の有形固定資産	1,001	1,914
無形固定資産	306	554
ソフトウェア	247	494
その他の無形固定資産	58	60
繰延税金資産	974	—
支払承諾見返	1,967	1,820
貸倒引当金	△ 6,814	△ 10,356
投資損失引当金	△ 133	—
資産の部合計	795,997	927,733

	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
(負債の部)		
預金	727,562	814,767
当座預金	12,291	15,732
普通預金	345,093	447,037
貯蓄預金	9,793	10,402
通知預金	394	1,292
定期預金	351,738	332,216
定期積金	5,341	4,915
その他の預金	2,910	3,170
譲渡性預金	40,600	64,940
借入金	9,007	4,677
借入金 ※12	9,007	4,677
外国為替	0	0
未払外国為替	0	0
その他負債	2,550	2,704
未払法人税等	22	61
未払費用	1,179	1,239
前受収益	248	226
従業員預り金	208	199
給付補てん備金	2	1
金融派生商品	61	—
リース債務	37	45
資産除去債務	36	33
その他の負債	752	895
退職給付引当金	97	76
利息返還損失引当金	—	8
睡眠預金払戻損失引当金	75	82
偶発損失引当金	126	105
繰延税金負債	—	915
再評価に係る繰延税金負債 ※9	1,299	1,107
支払承諾	1,967	1,820
負債の部合計	783,288	891,207
(純資産の部)		
資本金	7,485	22,485
資本剰余金	5,875	20,242
資本準備金	5,875	15,000
その他資本剰余金	—	5,242
利益剰余金	△ 632	△ 9,453
利益準備金	1,609	—
その他利益剰余金	△2,242	△9,453
別途積立金	4,407	—
繰越利益剰余金	△6,650	△9,453
自己株式	△ 64	△ 66
株主資本合計	12,662	33,208
その他有価証券評価差額金	△ 1,517	1,648
土地再評価差額金 ※9	1,563	1,669
評価・換算差額等合計	46	3,317
純資産の部合計	12,708	36,525
負債及び純資産の部合計	795,997	927,733

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
経常収益	15,658	15,267
資金運用収益	12,711	11,988
貸出金利息	10,337	9,667
有価証券利息配当金	2,302	2,122
コールローン利息	69	104
預け金利息	1	24
その他の受入利息	0	69
役務取引等収益	2,129	2,229
受入為替手数料	833	827
その他の役務収益	1,296	1,401
その他業務収益	517	732
外国為替売買益	0	3
商品有価証券売買益	2	2
国債等債券売却益	398	162
国債等債券償還益	—	508
金融派生商品収益	115	54
その他経常収益	299	317
償却債権取立益	—	31
株式等売却益	36	7
その他の経常収益 ※1	263	278
経常費用	17,279	23,519
資金調達費用	1,337	1,157
預金利息	859	721
譲渡性預金利息	70	59
コールマネー利息	0	0
借入金利息	218	175
金利スワップ支払利息	185	197
その他の支払利息	3	3
役務取引等費用	1,347	1,256
支払為替手数料	148	145
その他の役務費用	1,199	1,110
その他業務費用	2,101	978
国債等債券売却損	82	141
国債等債券償還損	369	313
国債等債券償却	1,647	521
その他の業務費用	1	1
営業経費	10,829	11,246
その他経常費用	1,661	8,881
貸倒引当金繰入額	561	4,432
貸出金償却	13	120
株式等売却損	28	19
株式等償却	819	3,885
その他の経常費用	239	423
経常損失 (△)	△1,621	△8,251

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
特別利益	62	—
償却債権取立益	49	—
偶発損失引当金戻入益	13	—
特別損失	3,275	315
固定資産処分損 ※2	240	25
減損損失 ※3	113	290
貸倒引当金繰入額	2,898	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	—
税引前当期純損失 (△)	△4,834	△8,567
法人税、住民税及び事業税	26	28
法人税等還付税額	—	△49
法人税等調整額	1,969	958
法人税等合計	1,995	937
当期純損失 (△)	△6,829	△9,504

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

財務諸表

■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,485	7,485
当期変動額	—	15,000
新株の発行	—	15,000
当期変動額合計	—	15,000
当期末残高	7,485	22,485
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,875	5,875
当期変動額	—	15,000
新株の発行	—	15,000
資本準備金の取崩	—	△5,875
当期変動額合計	—	9,124
当期末残高	5,875	15,000
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当期変動額	—	5,875
資本準備金の取崩	—	△632
欠損填補	—	—
当期変動額合計	—	5,242
当期末残高	—	5,242
資本剰余金合計		
当期首残高	5,875	5,875
当期変動額	—	15,000
新株の発行	—	15,000
資本準備金の取崩	—	—
欠損填補	—	△632
当期変動額合計	—	14,367
当期末残高	5,875	20,242
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,609	1,609
当期変動額	—	△1,609
利益準備金の取崩	—	△1,609
当期変動額合計	—	△1,609
当期末残高	1,609	—
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,907	4,407
当期変動額	—	—
別途積立金の積立	500	—
別途積立金の取崩	—	△4,407
当期変動額合計	500	△4,407
当期末残高	4,407	—
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,021	△6,650
当期変動額	—	—
剰余金の配当	△378	—
欠損填補	—	632
利益準備金の取崩	—	1,609
別途積立金の積立	△500	—
別途積立金の取崩	—	4,407
当期純損失(△)	△6,829	△9,504
土地再評価差額金の取崩	35	51
当期変動額合計	△7,672	△2,802
当期末残高	△6,650	△9,453
利益剰余金合計		
当期首残高	6,539	△632
当期変動額	—	—
剰余金の配当	△378	—
欠損填補	—	632
利益準備金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
別途積立金の取崩	—	—
当期純損失(△)	△6,829	△9,504
土地再評価差額金の取崩	35	51
当期変動額合計	△7,172	△8,820
当期末残高	△632	△9,453

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
自己株式		
当期首残高	△63	△64
当期変動額	—	—
自己株式の取得	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1
当期末残高	△64	△66
株主資本合計		
当期首残高	19,836	12,662
当期変動額	—	30,000
新株の発行	—	30,000
剰余金の配当	△378	—
当期純損失(△)	△6,829	△9,504
自己株式の取得	△1	△1
土地再評価差額金の取崩	35	51
当期変動額合計	△7,173	20,545
当期末残高	12,662	33,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	228	△1,517
当期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,746	3,166
当期変動額合計	△1,746	3,166
当期末残高	△1,517	1,648
土地再評価差額金		
当期首残高	1,599	1,563
当期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△35	105
当期変動額合計	△35	105
当期末残高	1,563	1,669
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,827	46
当期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,781	3,271
当期変動額合計	△1,781	3,271
当期末残高	46	3,317
純資産合計		
当期首残高	21,664	12,708
当期変動額	—	—
新株の発行	—	30,000
剰余金の配当	△378	—
当期純損失(△)	△6,829	△9,504
自己株式の取得	△1	△1
土地再評価差額金の取崩	35	51
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,781	3,271
当期変動額合計	△8,955	23,817
当期末残高	12,708	36,525

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■財務諸表

財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

財務諸表は、会社法第396条第1項の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

■重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,730百万円です。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
 - 利息返還損失引当金
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を動機とした返還見込額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20

年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- ヘッジ会計の方法
 - 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
 - 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

■会計上の見積りの変更

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるものについて、従来、「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価が取得原価と比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しく下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、回復可能性等を勘案し判断してまいりましたが、当事業年度より、信用リスクを重視したより合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、下記基準に変更しております。この変更により、従来の方針に比べて、減損処理額が2,451百万円（うち、株式1,929百万円、その他の証券521百万円）増加しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先……破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社
実質破綻先…実質的に経営破綻に陥っている発行会社
破綻懸念先…今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社
要注意先……今後の管理に注意を要する発行会社
正常先……上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

■追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」及び「偶発損失引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前事業年度については過及処理を行っておりません。

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度末から、市場価格に替えて経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりました。

しかし、市場価格と合理的に算定された価額の乖離幅が縮小していることから、市場価格を時価とすることが合理的と判断し、当事業年度末から市場価格をもって貸借対照表計上額としております。

なお、前事業年度は合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としており、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。

■注記事項

（貸借対照表関係）

- ※1 関係会社の株式の総額
株式 10百万円
 - ※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 449百万円
延滞債権額 30,232百万円
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項

財務諸表

第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3カ月以上延滞債権額 152百万円
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - ※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 233百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 31,068百万円
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
3,829百万円
 - ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、次のものを差し入れております。
有価証券 89,633百万円
預け金 0百万円
その他の資産 3百万円
また、その他の資産のうち敷金保証金は次のとおりであります。
敷金保証金 381百万円
 - ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
融資未実行残高 140,850百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 134,816百万円
（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
 - ※9 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,437百万円
 - ※10 有形固定資産の減価償却累計額 5,245百万円
 - ※11 有形固定資産の圧縮記帳額 313百万円
（当事業年度の圧縮記帳額）（一百万円）
 - ※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 1,500百万円
 - ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 1,230百万円
 - 14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 27百万円
- (損益計算書関係)
- ※1 その他の経常収益には次のものを含んでおります。
債権売却益 14百万円

- ※2 固定資産処分損の主な内訳は次のとおりであります。 14百万円
建物除却損
- ※3 減損損失 14百万円
当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県白石市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	27
2	宮城県亘理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	114
3	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	5
4	宮城県柴田郡	営業用店舗	土地	32
5	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地	16
6	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	26
7	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	11
8	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	17
9	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	5
10	宮城県栗原市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	14
11	宮城県大崎市	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	19

上記の資産のうち、項番1～3については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番4については、使用を中止して遊休状態となる予定であること、項番5～9については、「震災」の影響により使用不能の状態となり、将来の使用開始の目的が立っていないこと、項番10、11については、店舗の再編成に伴い使用を中止することから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。
なお、遊休資産、使用不能資産及び使用中止資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。
また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、項番1については将来キャッシュ・フローを1.5%の割引率により割引引いて算定した使用価値により測定しており、項番2～11については当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	23	1	—	24	(注)
合計	23	1	—	24	

(注) 当事業年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車輦運搬具

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	21百万円	18百万円	—	3百万円
無形固定資産	—	—	—	—
合計	21百万円	18百万円	—	3百万円

② 未経過リース料期末残高相当額等

	1年内	2百万円
1年超	1百万円	
合計	3百万円	
リース資産減損勘定の残高	—	

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

	支払リース料	6百万円
リース資産減損勘定の取崩額	—	
減価償却費相当額	5百万円	
支払利息相当額	0百万円	
減損損失	—	

- ④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ⑤ 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	8百万円
1年超	一百万円
合計	8百万円

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	10百万円
関連会社株式	—
合計	10百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,694百万円
有価証券償却	2,011百万円
税務上の繰越欠損金	2,384百万円
減損損失及び減価償却超過額	250百万円
偶発損失引当金	40百万円
その他	273百万円
繰延税金資産小計	9,654百万円
評価性引当額	△9,556百万円
繰延税金資産合計	97百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△895百万円
前払年金費用	△113百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△1,012百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△915百万円

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 3 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.96%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.59%となります。この税率変更により、繰延税金負債は136百万円減少し、その他有価証券評価差額金は126百万円増加し、法人税率等調整額は9百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は156百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当行では、一部の店舗及び店舗外ATMについて土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令又は契約で要求される法律上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～50年と見積り、割引率は1.5%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△3百万円
その他増減額(△は減少)	△1百万円
期末残高	33百万円

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	862.51円
1株当たり当期純損失金額	1,256.10円

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	36,525百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち優先株式発行金額)	30,000百万円 (30,000百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	6,525百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	7,566千株

(2) 1株当たり当期純損失金額

	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純損失	9,504百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純損失	9,504百万円
普通株式の期中平均株式数	7,566千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

2 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当事業年度は純損失が計上されているため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(経営統合)

当行と株式会社きらやか銀行(以下、「きらやか銀行」とい、当行ときらやか銀行を総称して「両行」といいます。)は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日(以下、「効力発生日」といいます。)をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

なお、平成24年6月26日に開催された両行の定時株主総会において、株式移転計画について、承認されております。

1 本株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することいたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、当行は、復興支援に本格化に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第1種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりますが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

財務諸表

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

(1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	きらやか銀行
株式移転比率	6.5	1

(注1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたします。
2. きらやか銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
3. 当行の第1種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたします。
4. きらやか銀行の第III種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両行協議のうえ、変更することがあります。なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：178,877,671株
上記数値は、当行の普通株式の発行済株式総数7,591,100株(平成24年3月末時点)、及びきらやか銀行の普通株式の発行済株式総数129,714,282株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、両行は、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までにそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成24年3月末時点で当行が保有する自己株式(24,960株)、平成24年3月末時点できらやか銀行が保有する自己株式(16,521株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又はきらやか銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成24年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

A種優先株式 100,000,000株
上記数値は、きらやか銀行第III種優先株式の発行済株式総数100,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。
B種優先株式 130,000,000株
上記数値は、仙台銀行第I種優先株式の発行済株式総数20,000,000株(平成24年3月末時点)に基づいて算出しております。

(注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。
普通株式：100株
A種優先株式：100株
B種優先株式：100株

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3 本株式移転の日程

平成24年3月31日	定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日(両行)
平成24年4月26日	経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会(両行)
平成24年4月26日	経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成(両行)
平成24年6月26日	株式移転計画承認定時株主総会及び種類株主総会(両行)
平成24年9月26日(予定)	東京証券取引所上場廃止日(きらやか銀行)
平成24年10月1日(予定)	共同持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日)
平成24年10月1日(予定)	共同持株会社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

4 本株式移転の当事会社の概要

(平成23年12月31日時点)

① 商号	株式会社 きらやか銀行	
② 事業内容	普通銀行業務	
③ 設立年月日	平成19年5月7日	
④ 本店所在地	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	
⑤ 代表者	取締役頭取 栗野 学	
⑥ 資本金	17,700百万円	
⑦ 発行済株式数	普通株式	129,714,282株
	第III種優先株式	100,000,000株
⑧ 預金残高(単体)(譲渡性預金含む)	1,196,218百万円	
⑨ 貸出金残高(単体)	896,790百万円	
⑩ 決算期	3月31日	
⑪ 業績概要	決算期	23/3期
	純資産(連結)	50,750百万円
	総資産(連結)	1,211,466百万円
	経常収益(連結)	26,428百万円
	経常利益(連結)	2,112百万円
	当期純利益(連結)	1,314百万円

5 本株式移転により新たに設立する会社の状況

① 商号	株式会社 じもとホールディングス (英文表示：Jimoto Holdings, Inc.)	
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務	
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	
④ 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長	三井 精一(現仙台銀行頭取)
	代表取締役社長	栗野 学(現きらやか銀行頭取)
	取締役	馬場 豊(現仙台銀行専務取締役)
	取締役	東海林賢市(現きらやか銀行常務取締役)
	取締役	鈴木 隆(現きらやか銀行常務取締役)
	取締役	須藤庄一郎(現きらやか銀行常務取締役)
	取締役	御園生勇郎(現仙台銀行常務取締役)
	取締役	佐川 肇(現きらやか銀行常務取締役)
	取締役	田中 達彦(現きらやか銀行常務取締役)
	取締役	芳賀 隆之(現仙台銀行取締役)
取締役(社外)	坂本 行由(現きらやか銀行取締役)	
取締役(社外)	熊谷 満(現仙台銀行取締役)	
監査役	長谷部俊一(現仙台銀行監査役)	
監査役(社外)	笹島富二雄(現きらやか銀行監査役)	
監査役(社外)	菅野 國夫(現仙台銀行監査役)	
監査役(社外)	伊藤 吉明(現きらやか銀行監査役)	
(注1) 取締役熊谷満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。		
(注2) 監査役笹島富二雄、菅野國夫及び伊藤吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。		
⑤ 資本金	2,000百万円	
⑥ 資本準備金	500百万円	
⑦ 決算期	3月31日	

(資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

平成24年6月26日開催の当行の第91回定時株主総会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議いたしました。

1 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
平成24年3月期において計上いたしました9,453百万円の欠損を解消するとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するためです。

2 資本準備金の額の減少の要領
会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及び額	資本準備金	4,210百万円
(2) 増加する剰余金の項目及び額	その他資本剰余金	4,210百万円
(3) 効力発生日	平成24年6月27日	
3 剰余金の処分について	会社法第452条に基づき、その他資本剰余金全額を繰越利益剰余金に振替えるものであります。	
(1) 減少する剰余金の項目及び額	その他資本剰余金	9,453百万円
(2) 増加する剰余金の項目及び額	繰越利益剰余金	9,453百万円